第一項の表二一一の項を次のように改める。

211	削除

第一項の表二二八の項を次のように改める。

228	削除

第一項の表二四四の項から二四六の項までを次のように改める。

244	削除
245	削除
246	削除

第一項の表二五四の項を次のように改める。

254	削除

第一項の表二五九の項を次のように改める。

259	削除

第一項の表三〇一の項を次のように改める。

301	削除

第一項の表三〇六の項を次のように改める。

306	削除

三十九　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二五〇の項を次のように改める。

250	削除

第一項の表二五七の項及び二五八の項を次のように改める。

257	削除
258	削除

第一項の表二七四の項を次のように改める。

274	削除

第一項の表二八三の項を次のように改める。

283	削除

第一項の表二八五の項を次のように改める。

285	削除

第一項の表二八七の項及び二八八の項を次のように改める。

287	削除
288	削除

第一項の表二九〇の項から二九二の項までを次のように改める。

290	削除
291	削除
292	削除

第二項の表五の項を次のように改める。

5	(1)　愛媛県松山市竹原町1丁目5番地25（74.90）	北緯33度50分02秒東経132度45分20秒の地点と北緯33度50分59秒東経132度46分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　愛媛県今治市玉川町龍岡上ヂヤゲン谷丁435番32（973.00）	

四十　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇一の項を次のように改める。

101	削除

第四項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

四十一　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七六の項を次のように改める。

76	削除

第一項の表七八の項を削る。

四十二　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一〇の項を次のように改める。

10	(1)　鹿児島県鹿児島市本港新町4―6（57.20）	北緯31度35分41秒東経130度33分43秒の地点と北緯31度35分47秒東経130度32分55秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
	(2)　鹿児島県鹿児島市照国町20―11（150.00）	

第三項の表一〇の項を次のように改める。

10	削除

第三項の表一五の項を次のように改める。

15	削除

四十三　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六六の項を次のように改める。

66	削除